

令和8年度 鹿児島県 HPAI机上演習

令和8年10月1日(木)

各機関の役割分担

機関	役割
県家畜防疫対策課 県畜産振興課	・ 県対策本部事務局 ・ 情報の整理・提供 ・ 国との協議
家畜保健衛生所	・ 発生農場等の防疫措置 ・ ウイルスの浸潤状況の確認等 (疫学調査、発生状況確認検査、清浄性確認検査 等) ・ 制限の対象外等に関する協議
地域振興局・支庁	・ 地域連絡協議会 ・ 防疫措置への協力 ・ 消毒ポイントの選定、管理運営
市町村	・ 市町村対策本部 ・ 防疫措置への協力
関係団体	・ 農場情報の提供 ・ 疫学調査等への協力

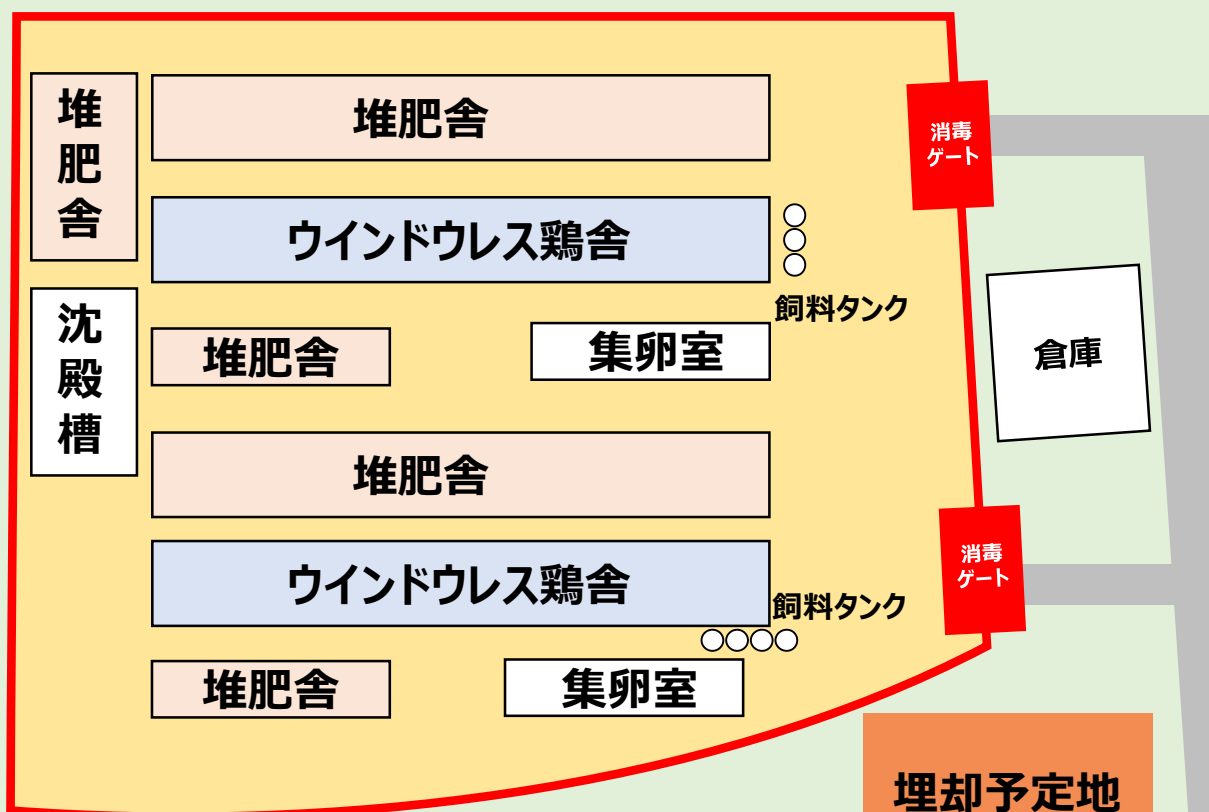
農場概要

発生農場	A農場
飼養形態	採卵鶏
飼養羽数	約16万羽
日齢	300日齢
農場所在地	出水市 (大臣指定地域※内)
鶏舎構造	ウインドウレス鶏舎 2 棟 ・ サイズ 15×80m ・ 構造 : 3 階建て 直立 3 段、4 列
農場内堆肥舎	5棟
埋却予定地	農場隣接

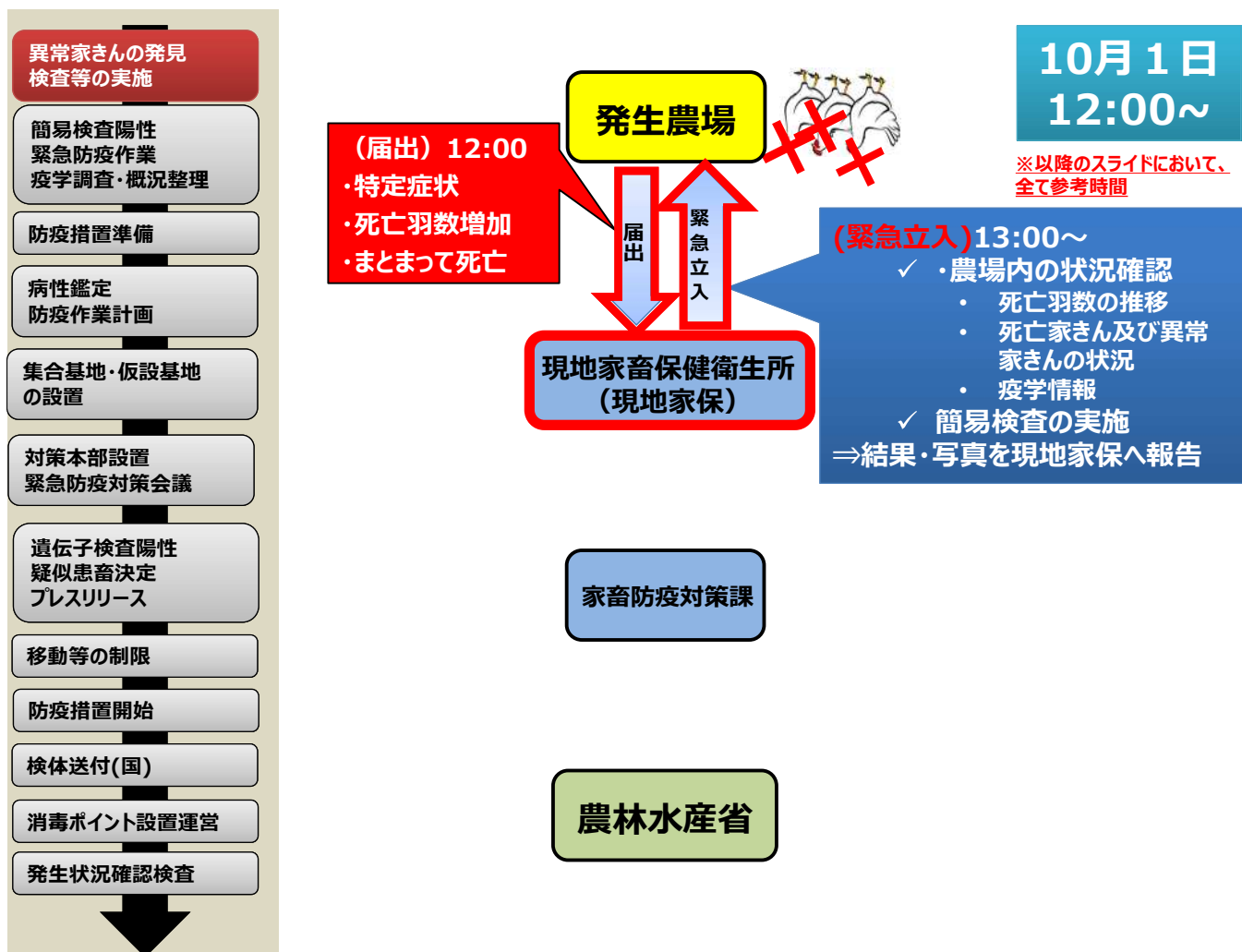


※HPAI等の発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域

農場の配置図



農場の隣接に埋却予定地あり



異常家さんの発見→緊急立入

家さんの状況（チアノーゼ、沈うつ、まとまっての死亡）



鶏冠チアノーゼを呈した死亡鶏



顔面の浮腫



沈鬱



同一ケージ内でのまとまっての死亡・衰弱

異常家さんの発見→緊急立入

簡易検査の実施

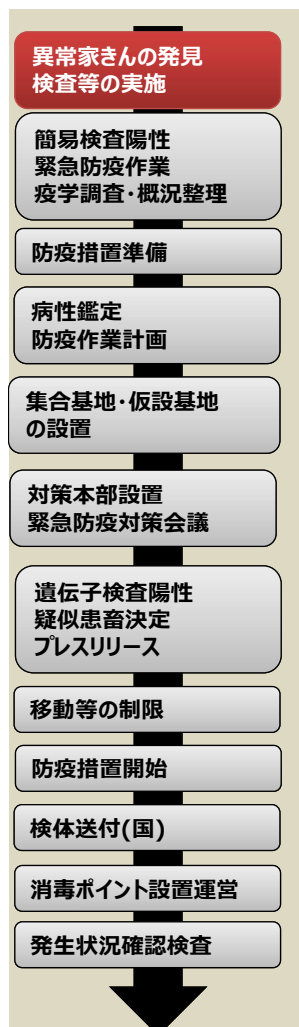
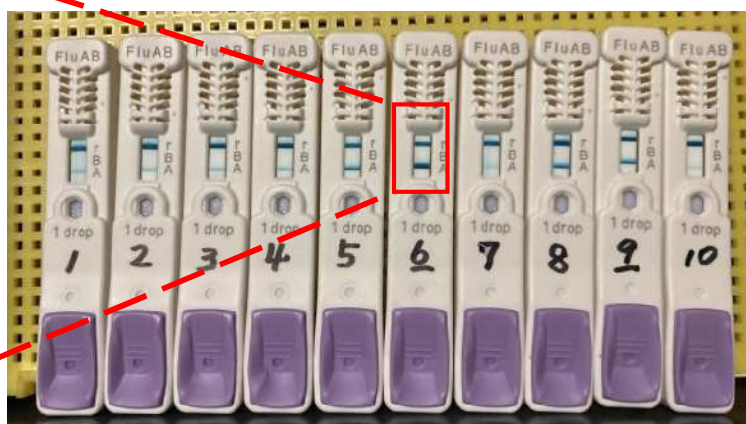
10/ 1 12:00 家畜保健衛生所に死亡羽数増加の連絡

13:00 家畜保健衛生所が農場に立入り、
死亡鶏 8 羽、衰弱鶏 2 羽 計10羽の気管スワブを
材料に鳥インフルエンザの簡易検査を実施



拡大

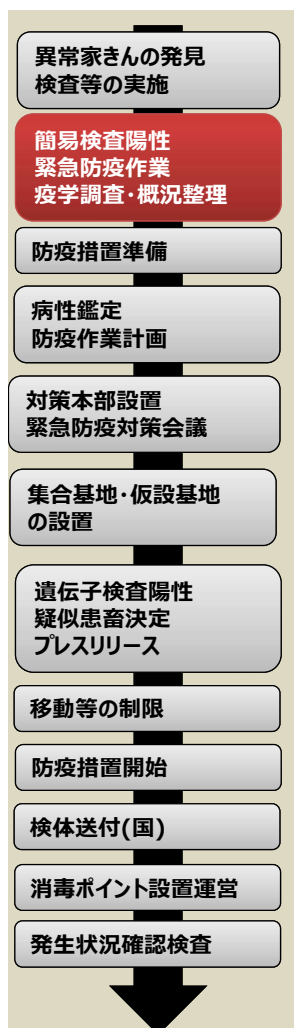
10羽中10羽 検査陽性 (Aにライン)



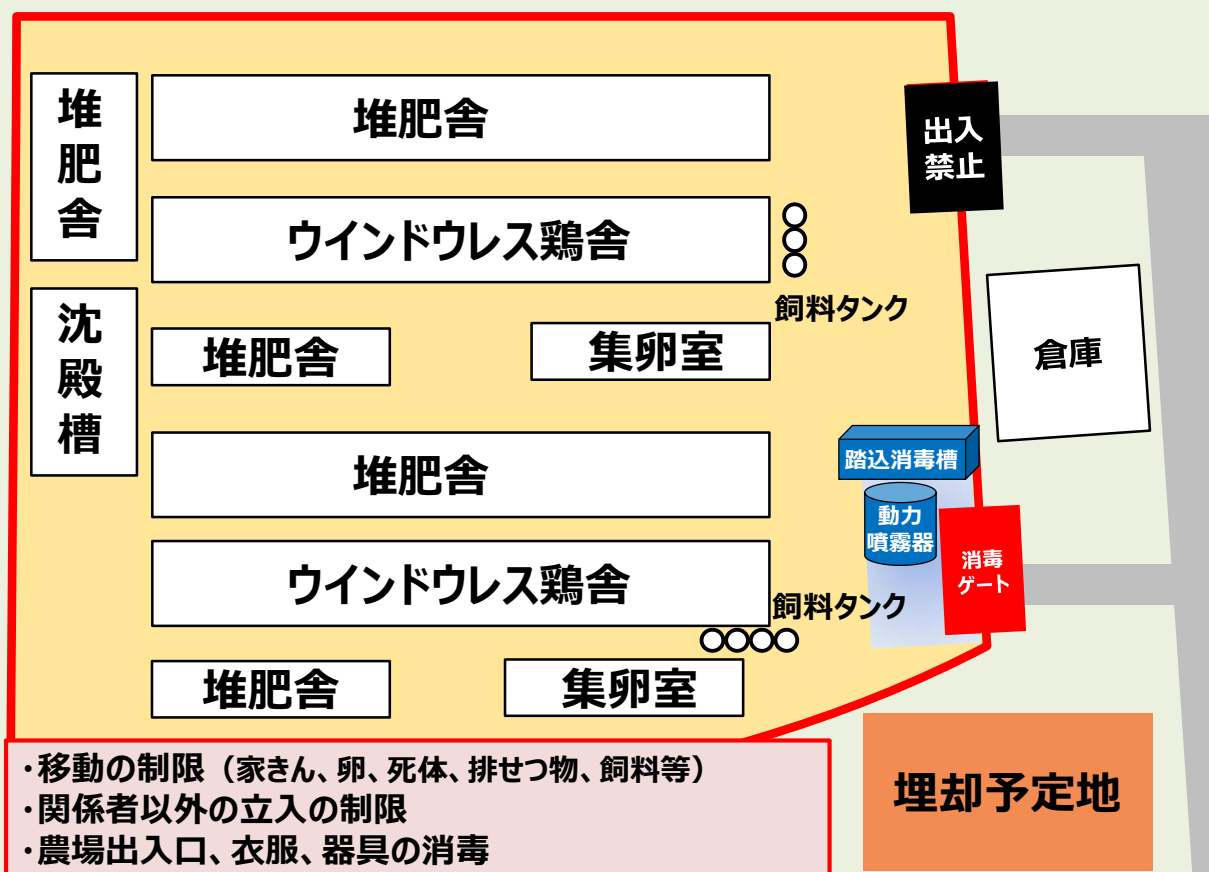
※以降のスライドにおいて、全て参考時間

10月1日
13:00~

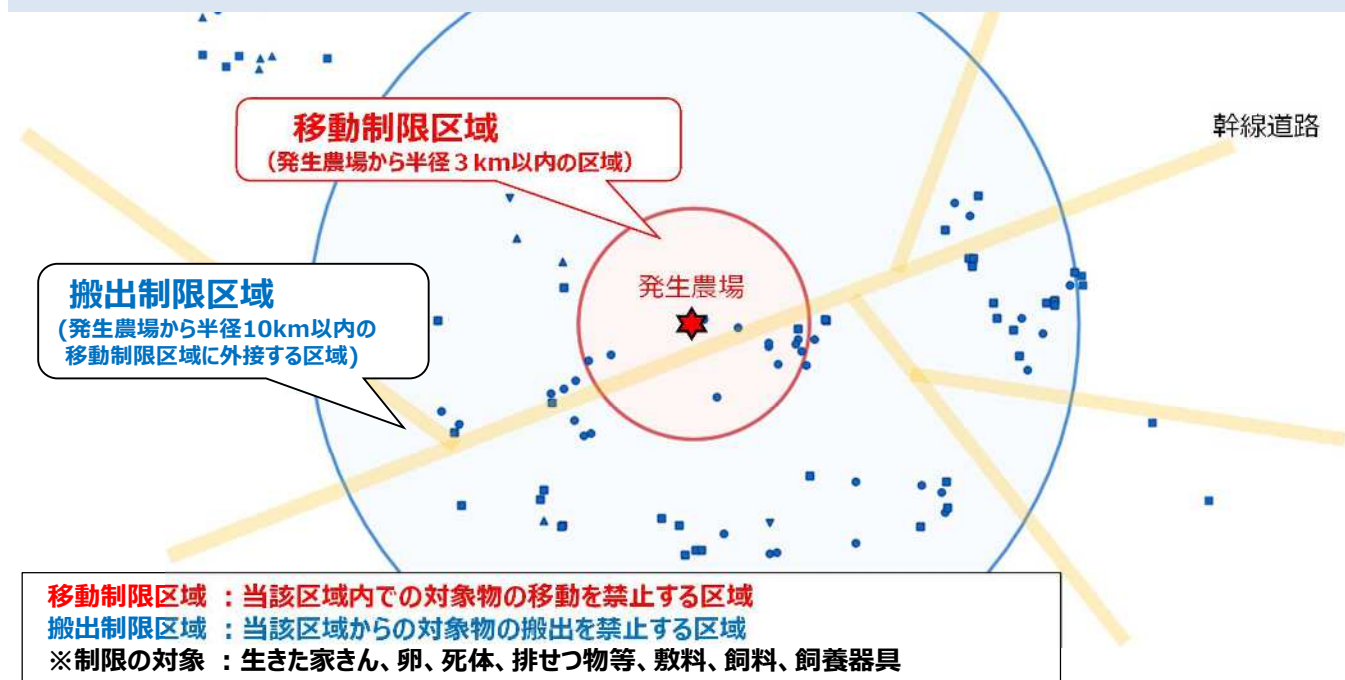




発生農場における緊急防疫作業



制限区域内の家さん農場数と飼養羽数

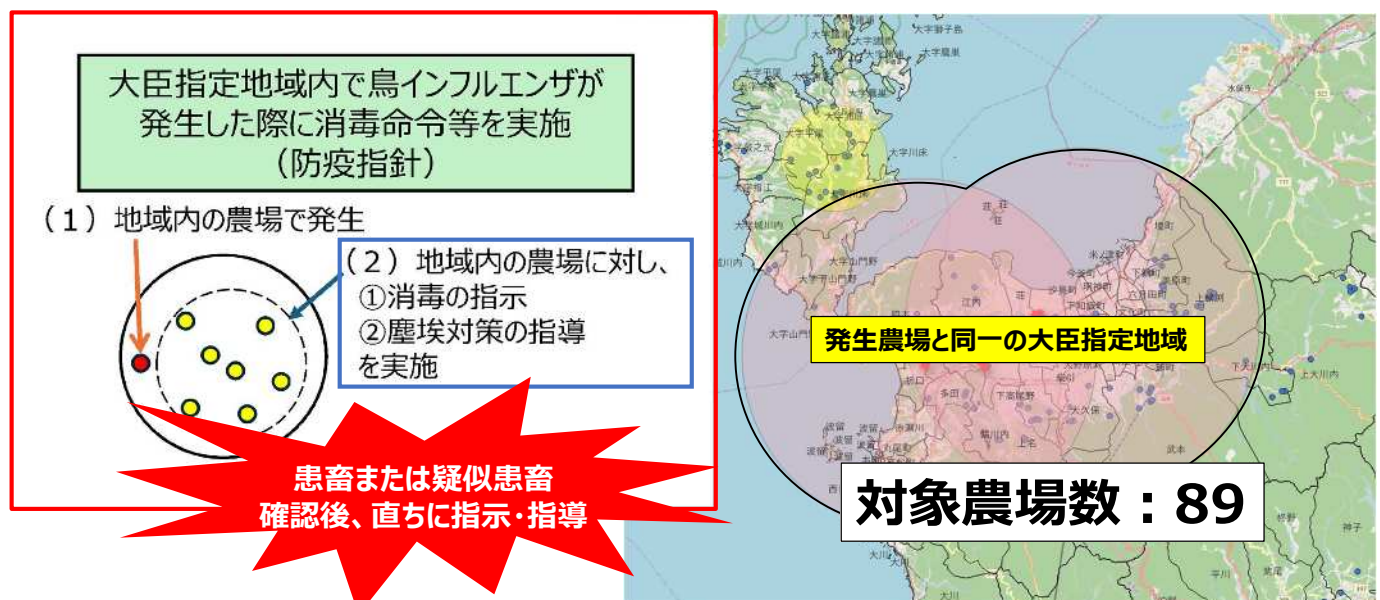


制限区域	範囲	家さん農場 (戸)	飼養羽数 (羽)
移動制限区域	0～3km	13 (採卵12、肉用 1)	578,579
搬出制限区域	3～10km	68 (採卵24、肉用39、種鶏3、その他2)	4,283,536
計		81	4,862,115

大臣指定地域における続発等に備えた対策

- 飼養衛生管理基準において、高病原性鳥インフルエンザ等が過去に複数事例発生しているなど発生及びまん延リスクが高いと考えられる地域を**大臣指定地域**として指定。

- 大臣指定地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生し、法第30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、準備措置を講ずるよう規定。

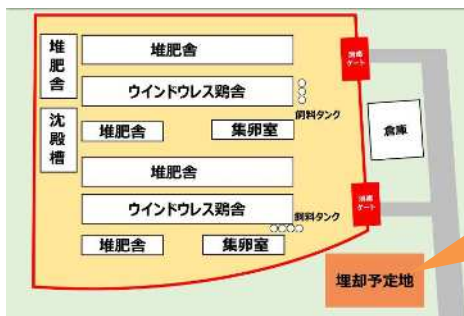


埋却予定地の現地確認

**事前準備されている埋却予定地について、
防疫指導班が現地確認（家畜防疫員、農業土木技師 等）**

【確認事項】

- ・ 人家、水源、河川及び道路に近接しない
- ・ 日常、人及び家きんが接近しない
- ・ 洪水や崩落の可能性がない
- ・ 最低 4 m 程度の掘削が可能
- ・ 埋却後 3 年以上、発掘等を実施する予定なし
- ・ 機械（特に重機）、資材の搬入が容易



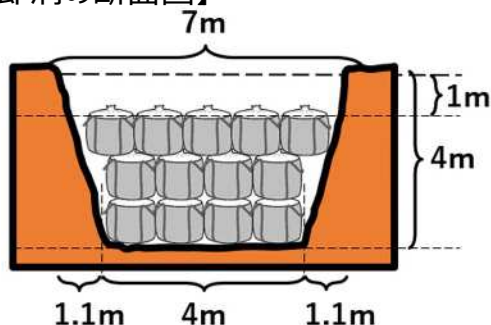
埋却に必要な面積

処分鶏、汚染物品(家きん卵、飼料等)は1tフレコンバッグ(1m³)に入れて埋却⇒バッグは3段積み、埋却溝1mあたり13個

- 飼養羽数：160,000羽
300羽/バッグ⇒約550個
- 家きん卵：220,000個
6,000個/ バッグ⇒バッグ約37個
- 残飼料：22 t
かさ密度 0.6⇒バッグ約37個

**合計：バッグ約624個
⇒埋却溝の長さ：約48m**

【埋却溝の断面図】



【平面図】

埋却地：約735m²(作業スペース含む)

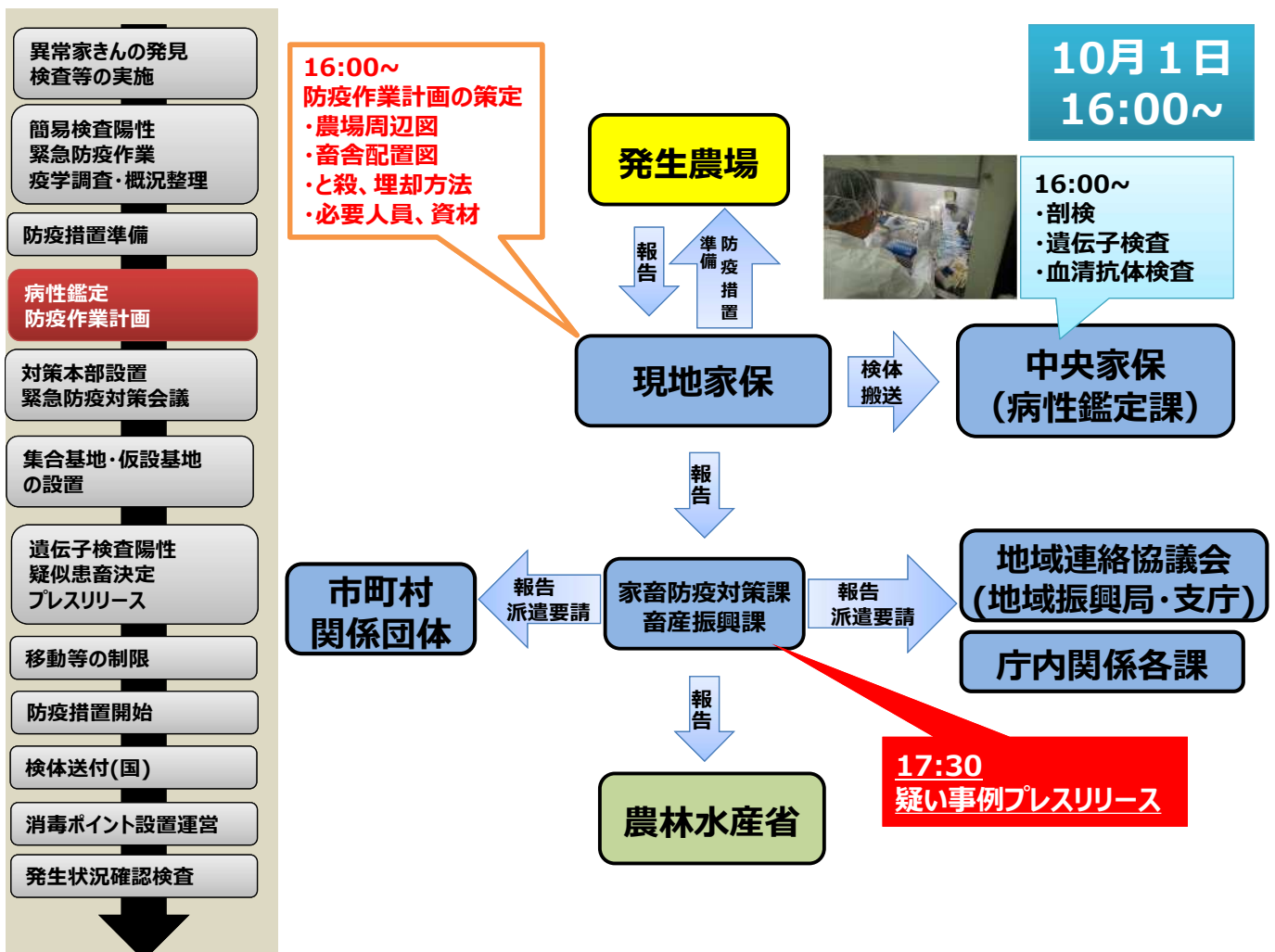


発酵消毒

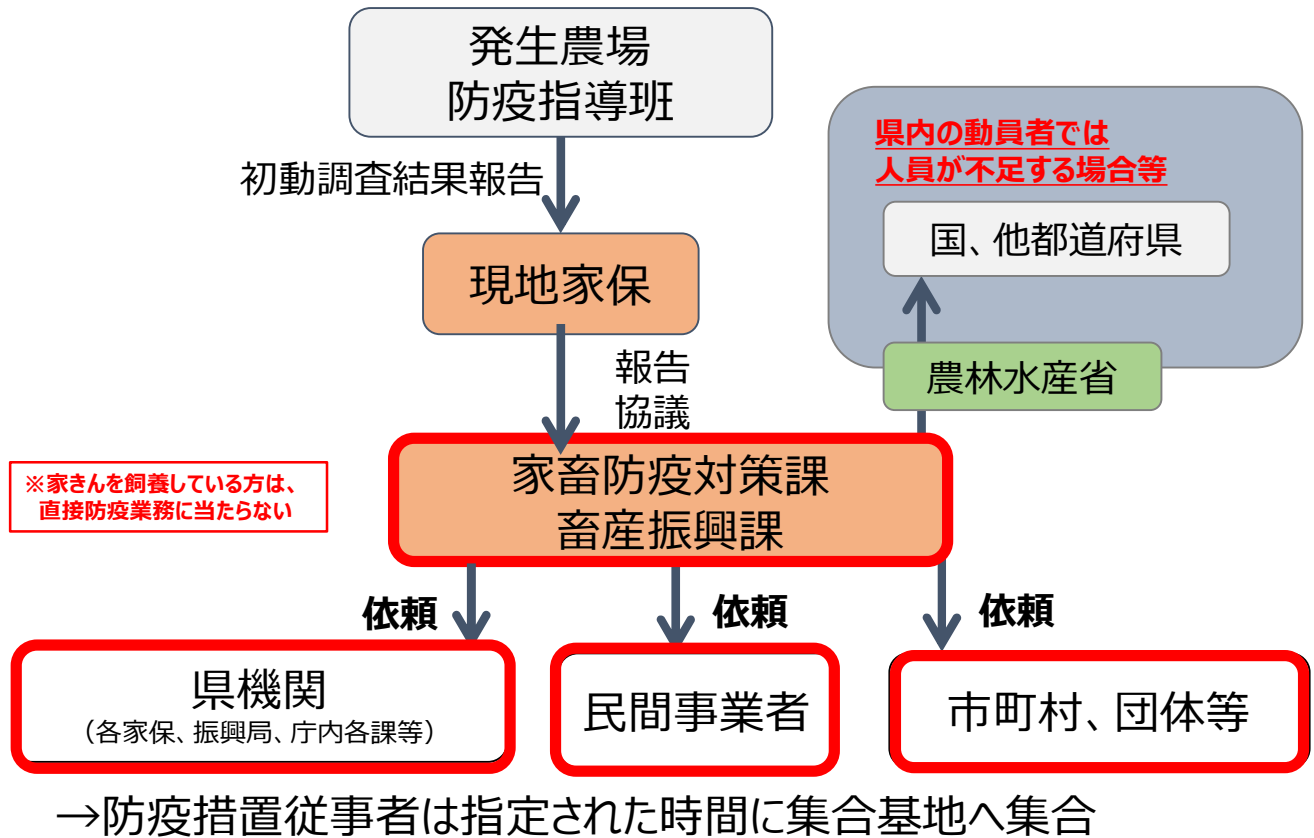
堆肥（鶏糞等）

堆肥舎5棟 ⇒発酵消毒

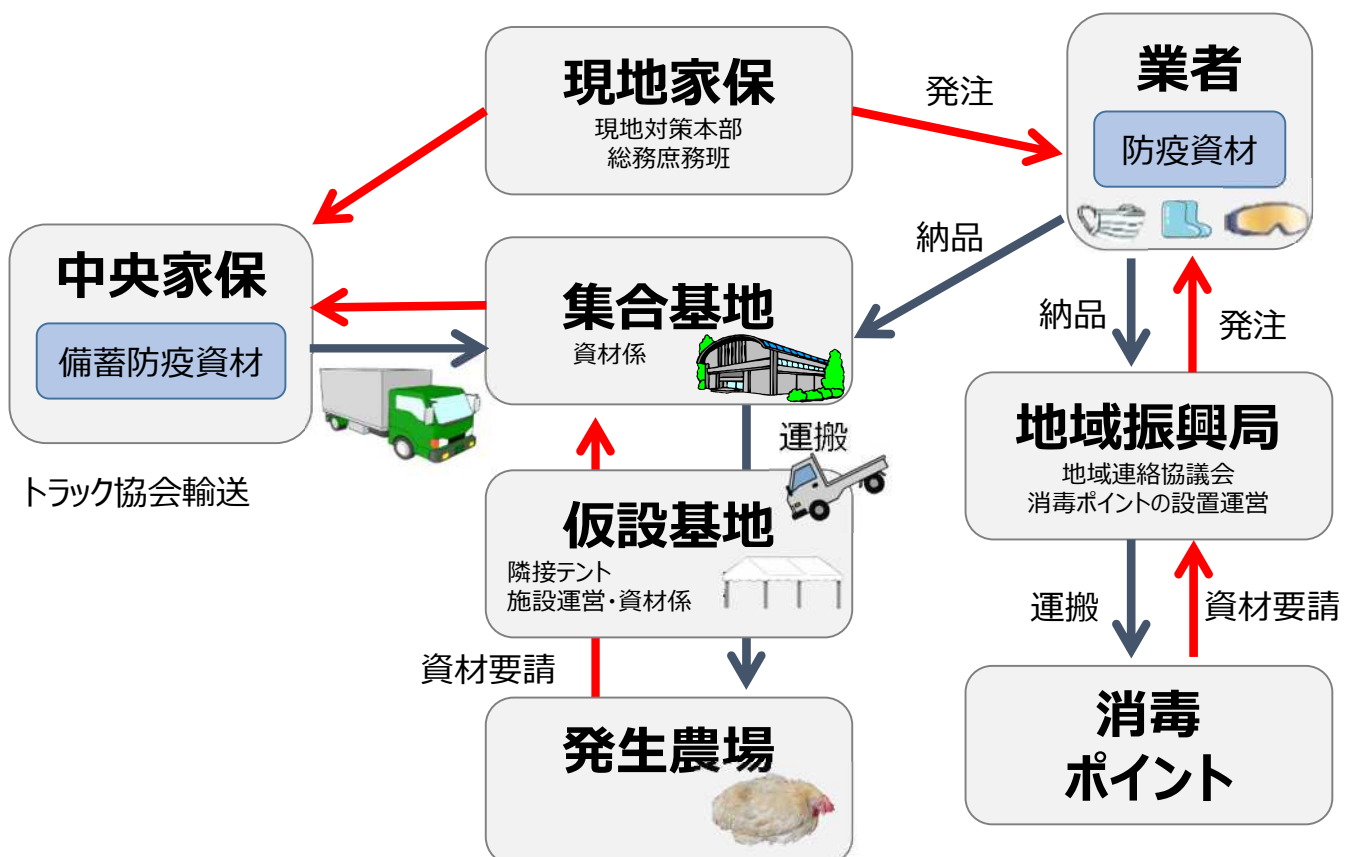
- ① 農場内の鶏糞を回収
- ② 高さ1.5～2.0mに集積
- ③ 消石灰散布後、ブルーシート等で覆う（封じ込め）
 - ✓ 中心温度を測定しつつ40日間静置
 - ✓ ウイルス分離検査で陰性を確認
 - ・60度以上：⇒堆肥化（終了）
 - ・60度以下：さらに50日間静置 ⇒堆肥化（終了）

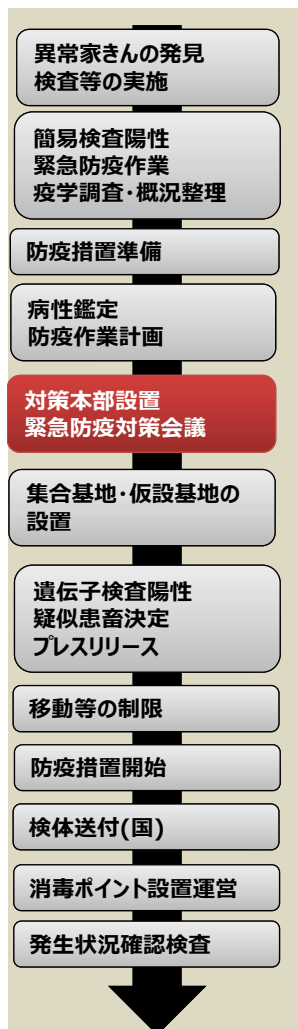


防疫措置従事者の確保依頼

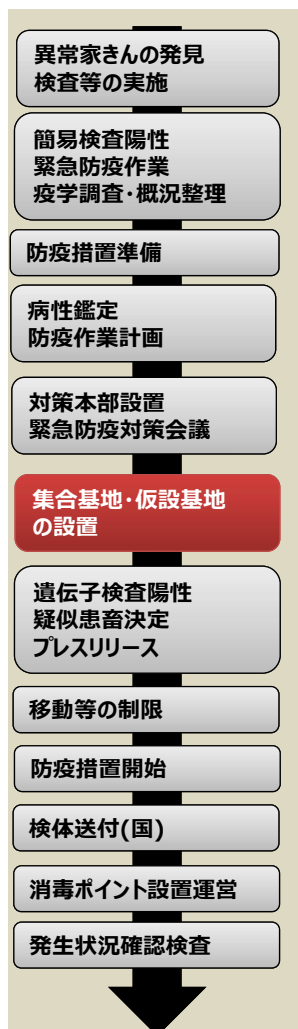


防疫資材の供給の流れ

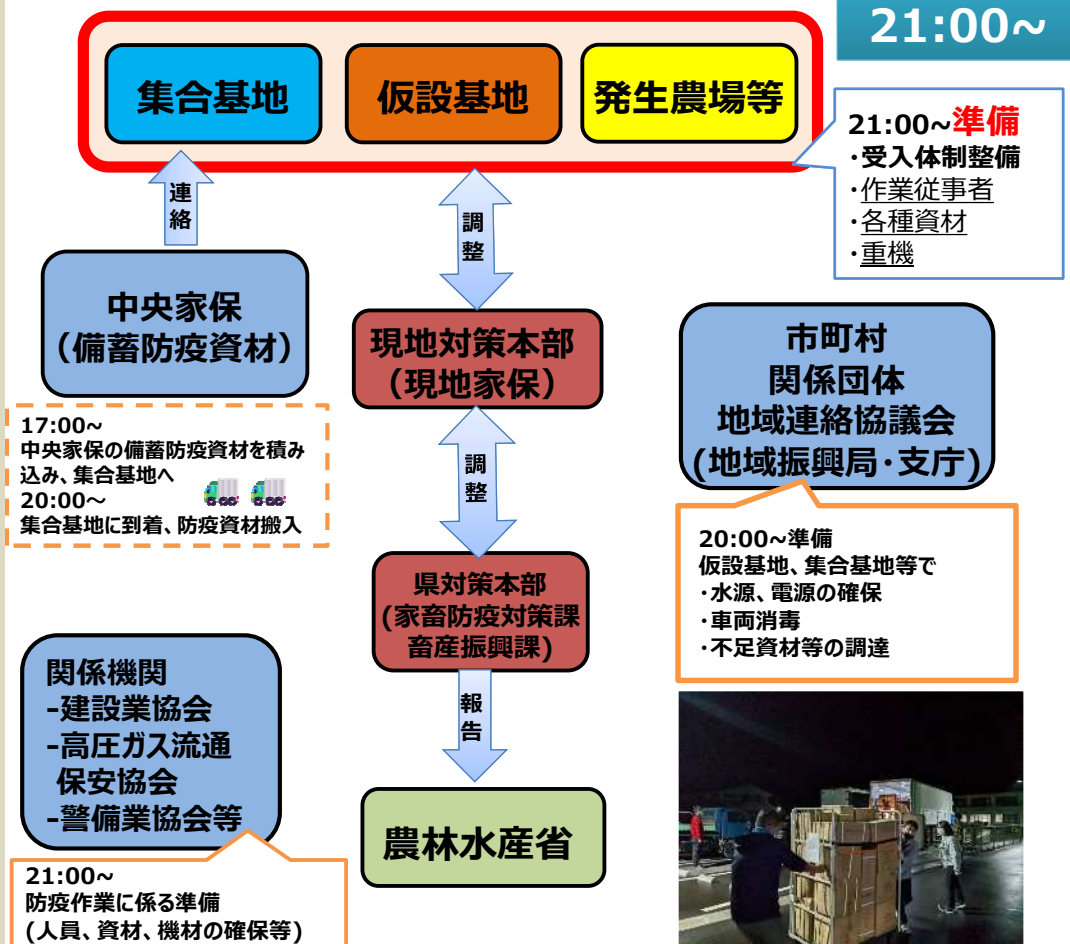


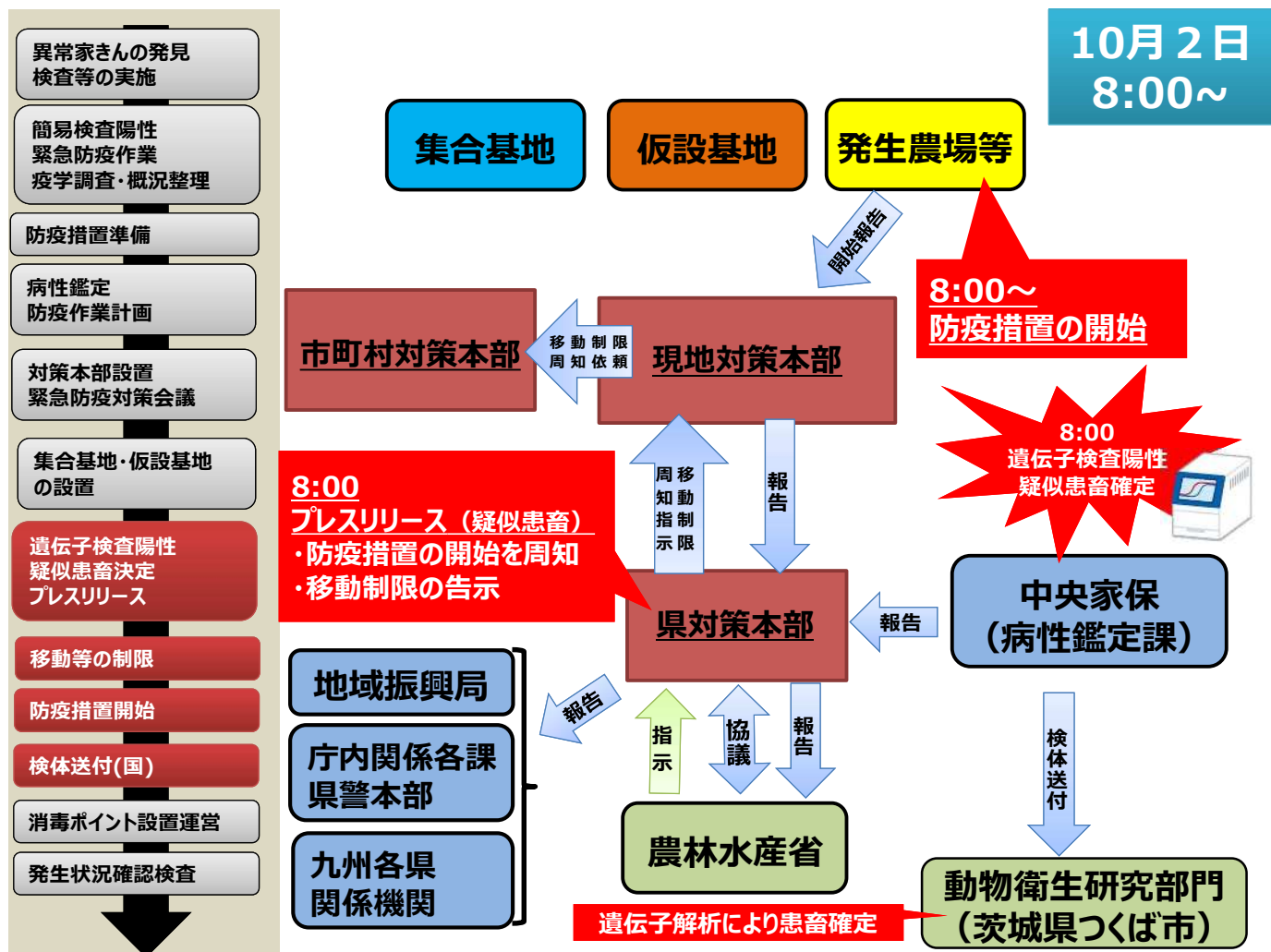


10月1日
19:00~

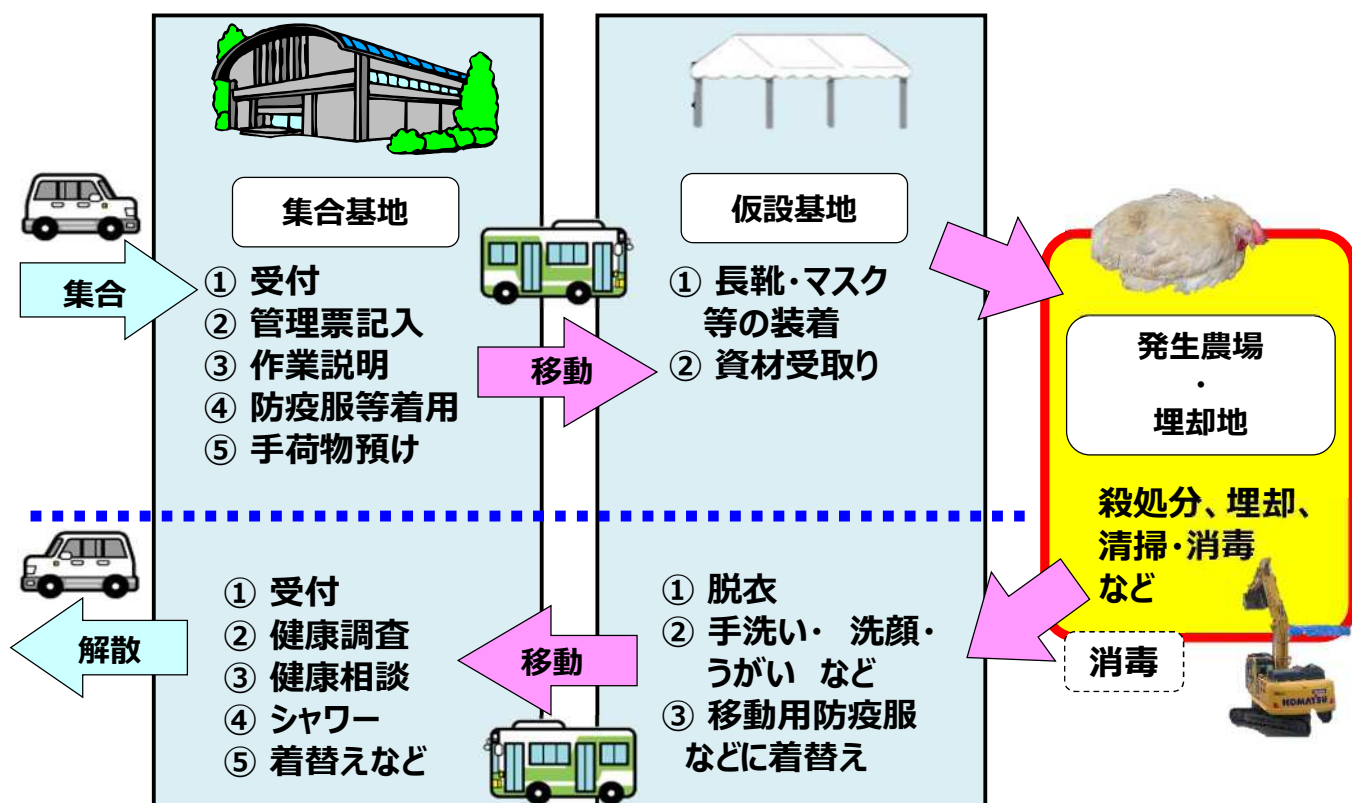


10月1日
21:00~





防疫措置従事者の1日の行程



集合基地・仮設基地

集合基地

- ・ 防疫措置従事者の集合場所(各地から動員)
- ・ 全体の作業内容の説明
- ・ 防疫服への着替え
- ・ 防疫資材の配布 等を行う

出水市の高尾野体育館(発生農場から約5km)



移動

仮設基地

- ・ 発生農場の隣接地に設置
- ・ テントやコンテナハウスなどを利用
- ・ 防疫措置従事者のサポート
- ・ 防疫資材の管理・配布 等

発生農場隣接地にテントを設営



発生農場の初動防疫における配置・動員体制(想定例)

＜設定条件＞ 5日間で計1、497名が必要※1 (うち民間事業者561名) ※2

- ・ 飼養規模：16万羽規模（採卵鶏） ・初発のみで封じ込め ・民間事業者活用
- ・ 疑似患畜決定後、70時間以内でと殺完了、5日間で防疫措置完了

1日目

10/2

と殺
埋却

※A.M. 8時から開始

動員数 258名

配置
集合基地 14名
仮設基地 4名
発生農場 240名

動員
県職員 189名
市町村職員 6名
関係団体等 3名
民間事業者 60名

2～3日目

10/3～10/4

と殺
埋却

※2日間の合計

動員数 774名

配置
集合基地 42名
仮設基地 12名
発生農場 720名

動員
県職員 384名
市町村職員 6名
関係団体等 6名
民間事業者 720名

4日目

10/5

と殺
埋却
清掃及び消毒

動員数 327名

配置
集合基地 21名
仮設基地 6名
発生農場 300名

動員
県職員 198名
市町村職員 3名
関係団体等 3名
民間事業者 123名

5日目

10/6

埋却
清掃及び消毒

動員数 138名

配置
集合基地 14名
仮設基地 4名
発生農場 120名

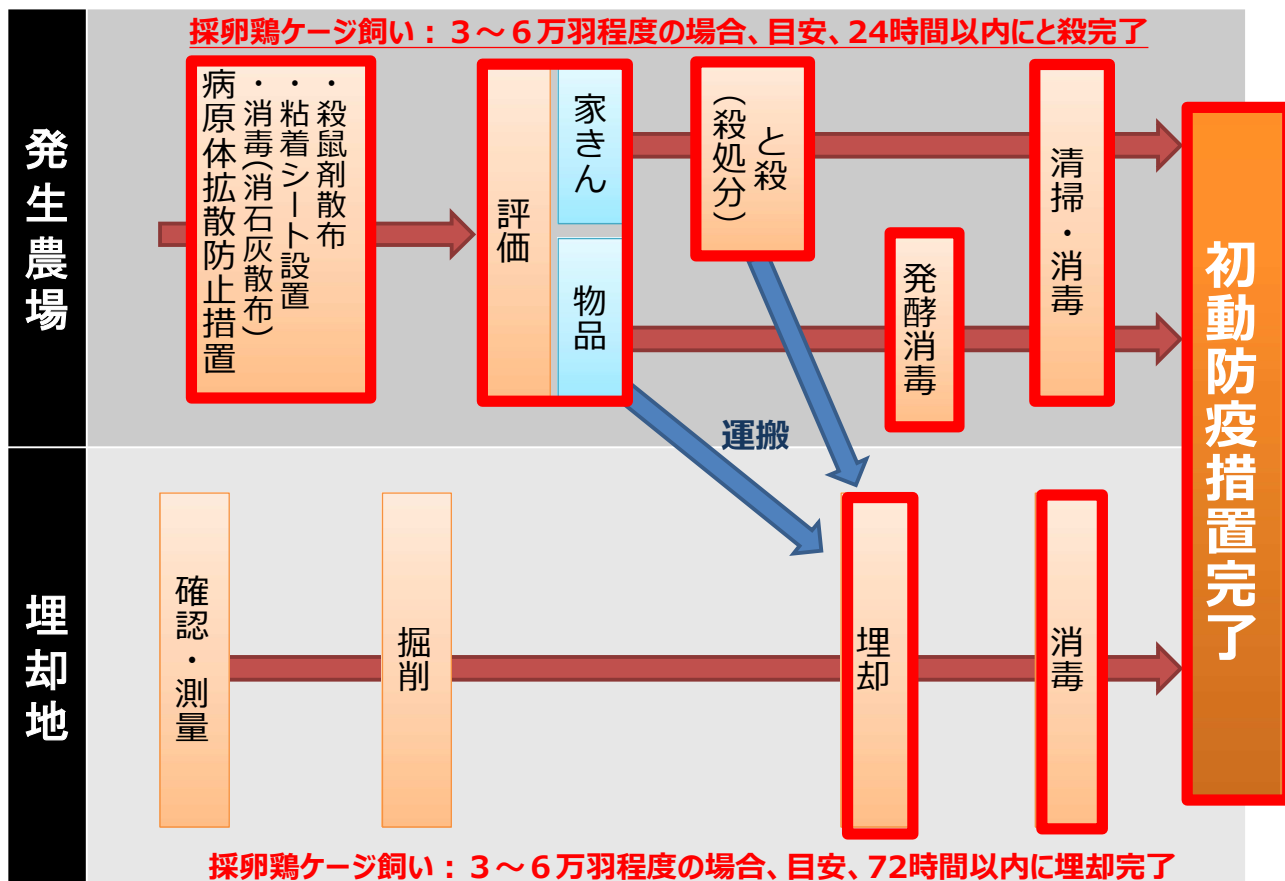
動員
県職員 134名
市町村職員 2名
関係団体等 2名
民間事業者 0名

防疫措置終了

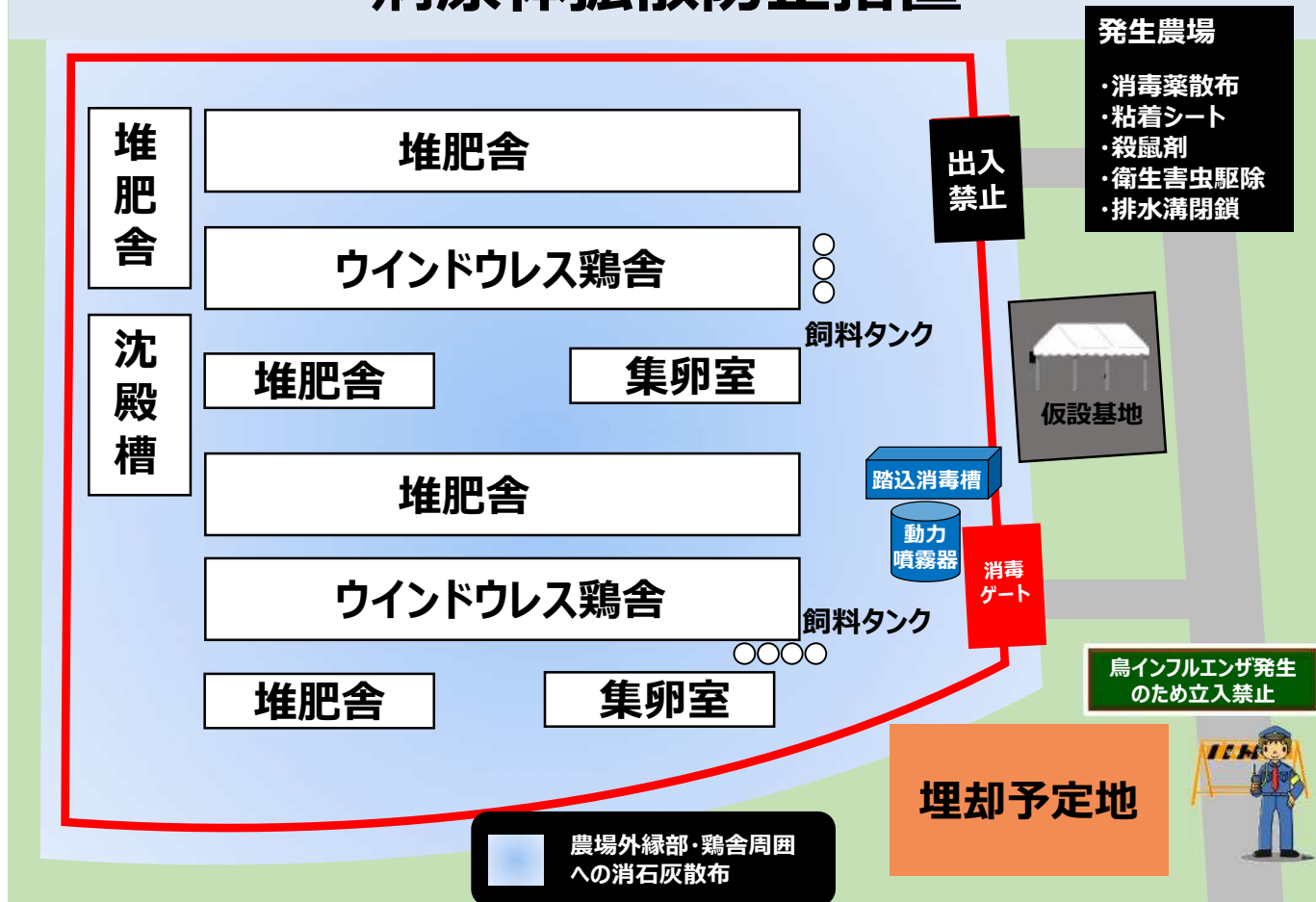
※1 防疫措置従事者のみ記載

※2 民間事業者は、状況によっては委託不可能

初動防疫措置のイメージ

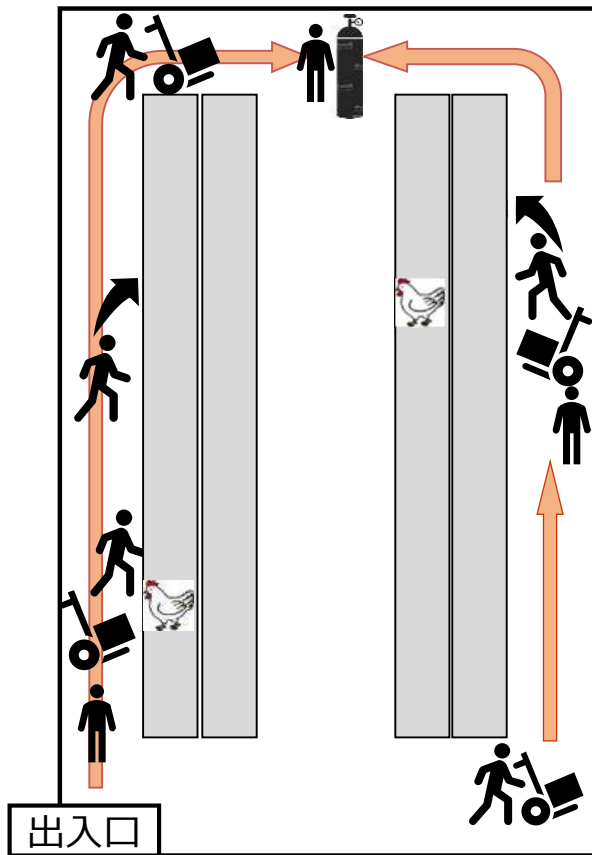


病原体拡散防止措置



と殺
捕鳥 安楽殺 梱包

→ 清掃 → 消毒 → 撤収
 → 埋却 発酵消毒



鶏をケージから取り出し、
 ペールに入れる（10羽/ペール）
 ※ペール：90Lのポリ容器



と殺
捕鳥 安楽殺 梱包

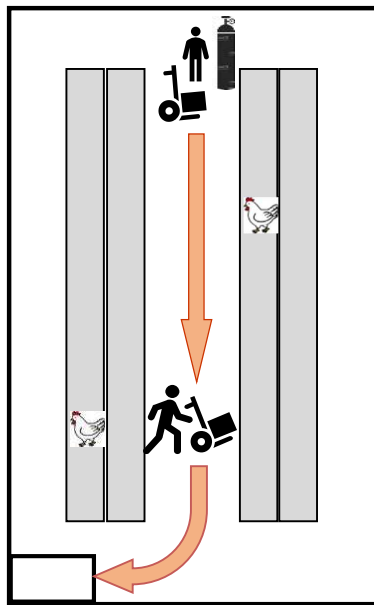
→ 清掃 → 消毒 → 撤収
 → 埋却 発酵消毒



捕鳥係はケージから鶏を取り出して
 ペールに収容

運搬係は収容されたペールを
 鶏舎奥へ

と殺 → 清掃 → 消毒 → 撤収
捕鳥 **安楽殺** 梱包 → 埋却 発酵消毒



- ・鶏舎奥で、ペールの蓋の隙間から炭酸ガスを注入（約 5 秒）
- ・60～90秒間、鶏が死亡して動かなくなるまで蓋を閉める。
- ・鶏舎外にある梱包場所にペールを運ぶ

と殺 → 清掃 → 消毒 → 撤収
捕鳥 **安楽殺** **梱包** → 埋却 発酵消毒



- ① 処分鶏をフレコンバッグへ投入
 ✓ 飛散防止対策：処分鶏はビニール袋に入れ、袋の口をしっかりと結んでから、フレコンバッグへ投入。
- ② 投入した処分鶏の羽数を集計
- ③ 処分鶏を入れたフレコンバッグは重機を使って、埋却地へ搬出

と殺 → **清掃** → 消毒 → 撤収
 捕鳥 安楽殺 梱包 → 埋却 発酵消毒



・家きん卵、飼料は汚染物品
 として回収、埋却地へ搬出



・排せつ物・塵埃等をかき集める
 ⇒埋却

と殺 → 清掃 → **消毒** → 撤収
 捕鳥 安楽殺 梱包 → 埋却 発酵消毒



・逆性石けんで鶏舎内を消毒



・家きん卵が入っていたトレイ等も消毒



・鶏舎外に消石灰を散布
 （竹ホウキで敷地一面にひろげる）

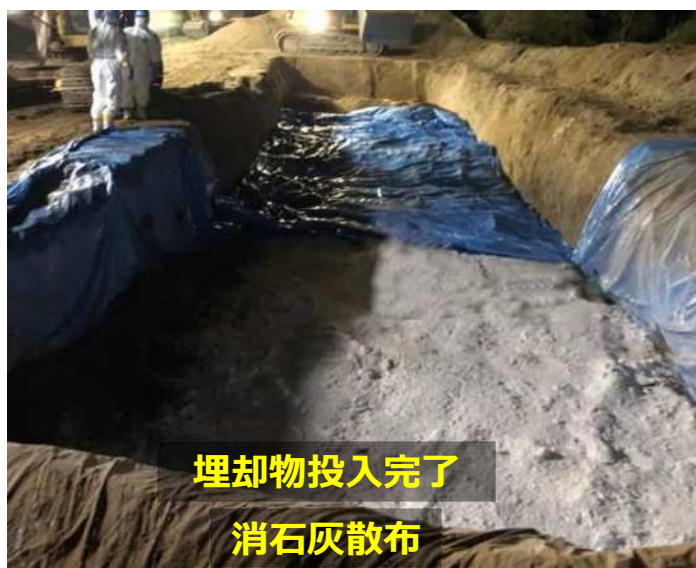
と殺 → 清掃 → 消毒 → 撤収
 捕鳥 安楽殺 梱包 → **埋却** 発酵消毒



農業土木技師、一般県職員、建設業協会で作業

- ・埋却溝にブルーシートを敷設
- ・バックホー等を使って、処分鶏の入ったフレコンバッグを埋却溝へ投入
- ・家さん卵や飼料等の汚染物品も埋却溝へ投入

と殺 → 清掃 → 消毒 → 撤収
 捕鳥 安楽殺 梱包 → **埋却** 発酵消毒



- ・消石灰を散布し、ブルーシートで覆う
- ・埋却対象物の上2m以上の覆土となるよう埋め戻す
- ・埋却終了後、消石灰を散布
- ・3年間発掘禁止の看板を設置して、作業終了



埋却作業について

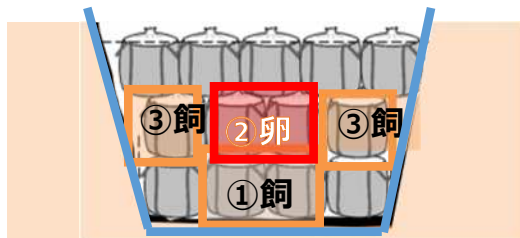
体液・ガス等の噴出防止対策



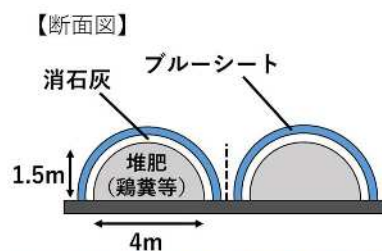
- ① 埋却溝中央の底面に飼料フレコンを設置し、オガクズ等を投入



- ② その上に卵フレコンを設置。
③ 卵フレコンの周囲を飼料フレコンで囲んで、隙間と卵フレコンの上からオガクズを投入



と殺 → 清掃 → 消毒 → 撤収
捕鳥 安楽殺 梱包 → 埋却 **発酵消毒**



- ・ 農場内の鶏糞または堆肥を回収し積み上げる
- ・ 集積した鶏糞及び堆肥の上から石灰を散布する
- ・ ブルーシートで全体を覆い**封じ込め措置完了※**

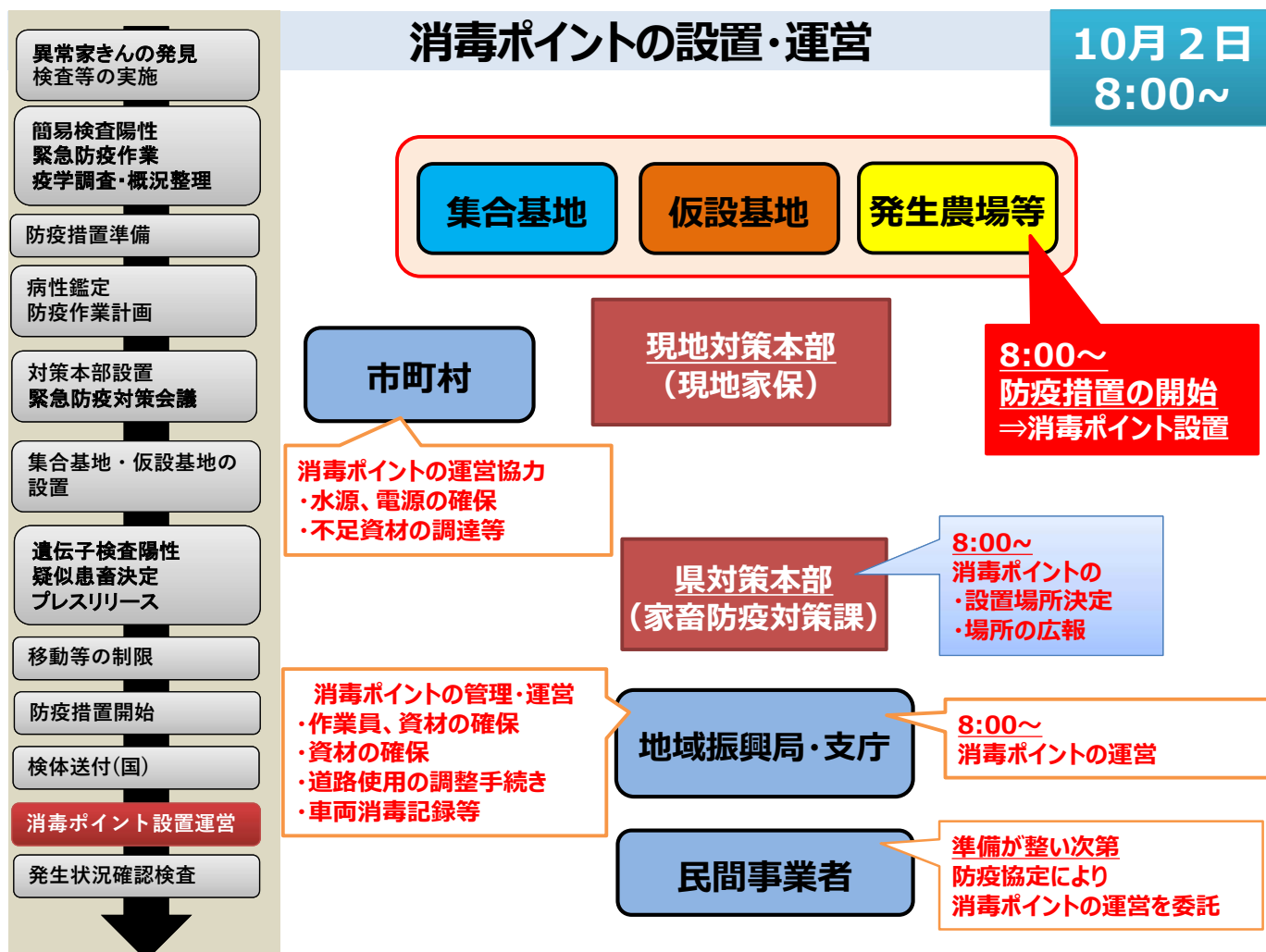
※発酵消毒完了
まで移動禁止

と殺 → 清掃 → 消毒 → 撤収
 捕鳥 安楽殺 梱包 → 埋却 発酵消毒

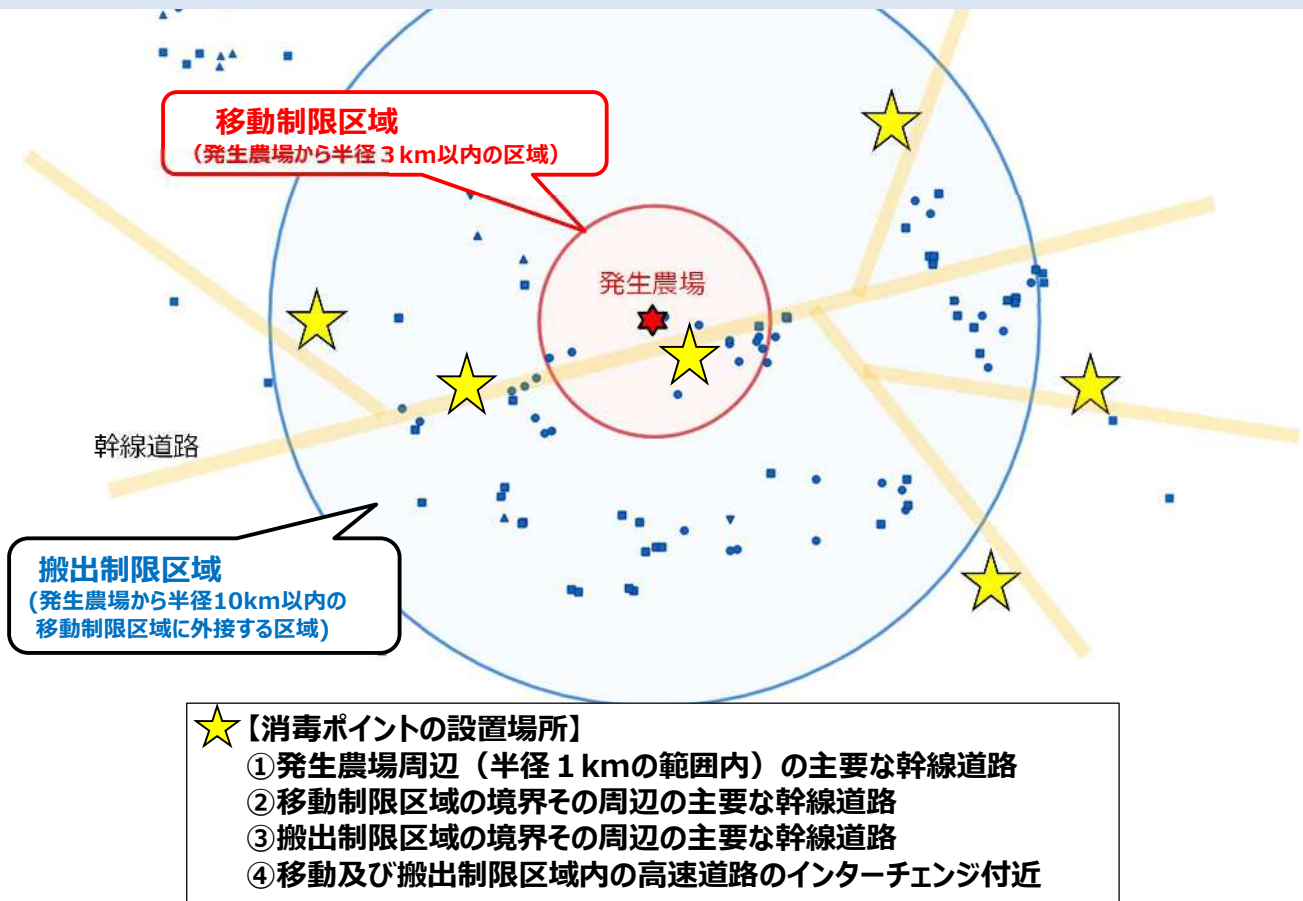
10月6日
 防疫措置完了



- ・使用した器具・機材・車両は、全て消毒してから農場外に搬出。
- ・防疫措置従事者は、農場退場時(休憩含む)に全身・靴底を消毒。
- ・集合基地に戻る際は、ゴーグル、手袋、長靴、防疫服を脱衣。
- ・送迎バスで仮設基地から集合基地へ。



消毒ポイントの設置



消毒ポイントの運営

運営開始時

各消毒ポイント作業：地域振興局・支庁等

1 か所 に常時 6 名体制で実施

- ・記録 総括係 2 名
- ・車両誘導係 2 名
- ・車両消毒係 2 名

※ 24時間体制（8 時間交替）

準備が整い次第

各消毒ポイント作業：民間事業者

- ・交通誘導
- ・車両消毒
- ・記録・証明書発行
- ・消毒用水配送

※ 24時間体制

※ 原則、1 か所につき、常時 4 名（2 交代）
+ 消毒用水配送 1 名体制で実施

消毒ポイントの概要

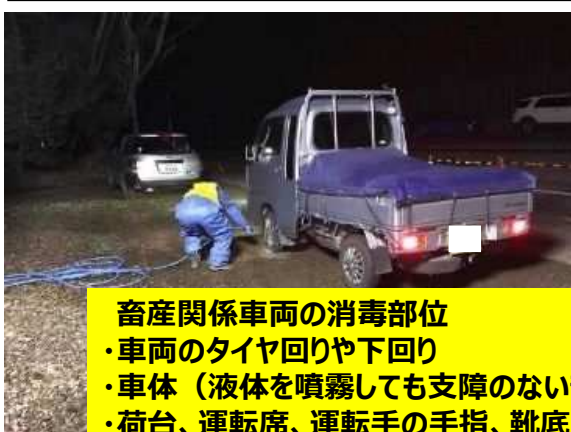


・制限区域内から区域外へ向かう車（特に畜産関係車両）の消毒を実施

設置の条件・検討事項

- ・ 大型車両の引き込みが可能なこと、
- ・ 渋滞を引き起こさない場所であること、
- ・ 車両の出入りに視界が確保できること、
- ・ 騒音や水質汚濁など周辺環境に配慮すること など

消毒ポイントの作業



制限区域等内の周辺農場の検査

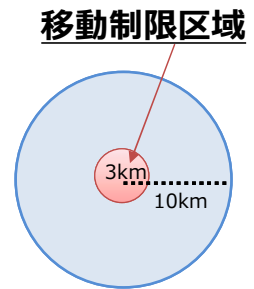
○発生状況確認検査（10月2日実施）

疑似患畜決定後、原則として24時間以内に実施

○清浄性確認検査（10月17日実施）

移動制限区域内全ての発生農場の防疫措置完了後10日経過した後に実施

- 対象農場（13農場）：移動制限区域内の農場（家きんを100羽以上飼養する農場に限る）
- 検査内容：臨床検査（立入又は電話確認）
死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認め
た場合には簡易検査を実施



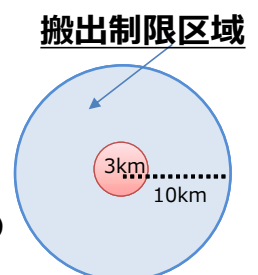
制限区域等内の周辺農場の検査

○搬出制限区域解除検査（10月17日実施）

移動制限区域内全ての発生農場の防疫措置完了後10日経過した後に実施

- 対象農場（8農場）：搬出制限区域内の農場数※に応じ、抽出
※家きんを100羽以上飼養する農場に限る。
今回の搬出制限区域内の農場数は68農場

- 検査内容：臨床検査（立入又は電話確認）
死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認め
た場合には簡易検査を実施



母集団	標本数
1～19戸	6戸
20～29戸	7戸
30～99戸	8戸
100戸以上	9戸

監視強化区域の設定と解除



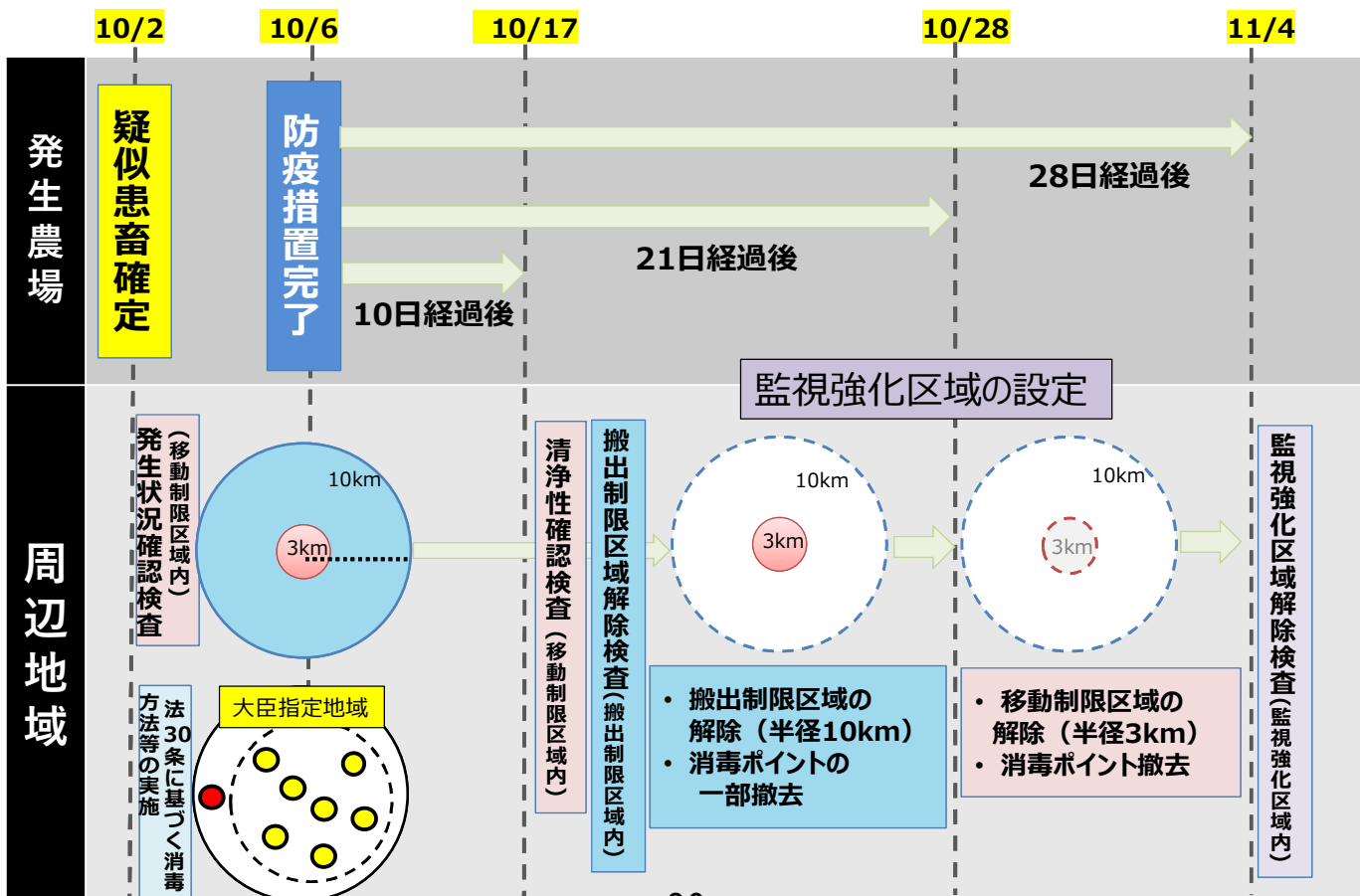
- ・毎日の死亡羽数の報告、消毒の徹底、記録の保管等の指導

○監視強化区域解除検査(11月4日実施)

移動制限区域内全ての発生農場の**防疫措置完了後28日経過した後に実施**

- 対象農場（8農場）：監視強化区域内の農場数に応じた数
（家きんを100羽以上飼養する農場に限る）
- 検査内容：臨床検査（立入又は電話確認）
死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を
認めた場合には簡易検査を実施

HPAI発生時の 防疫措置終了から制限区域解除まで



令和8年度 鹿児島県 高病原性鳥インフルエンザ防疫演習 情報提供

令和8年10月1日
鹿児島県農政部家畜防疫対策課

関係各位
家防第10025号-6
令和8年9月24日

鹿児島県農政部家畜防疫対策課長

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）について、昨シーズンは、昨年10月18日に北海道で回収された死に野鳥（オオタカ）から本病ウイルスが検出されて以降、本年5月22日までの期間で16道県171件の野鳥等での罹り事例が確認され、全国的に長期間にわたり家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入リスクが高い状態にあったと考えられました。

このような中、家きん飼養農場においては、昨年10月22日から本年4月22日までには全国において16道府県24事例が確認されました。令和6年シーズンのような一部地域での集中発生事例はありませんでしたが、全24事例のうち8事例が過去に発生した農場での再発、12事例が20羽以上を飼養する大規模農場での発生であるとの特徴が認められました。

本県では、令和2年シーズン以降5年連続の発生がありましたが、昨シーズンは6シーズンぶりに発生が確認されず、このことは、生産者及び関係機関・団体の皆様の徹底した防疫対策によるものと考えております。

一方、近年、アジア、欧州、北米、中南米など世界的に本病の発生が相次いでおり、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高く、既に9月1日には宮城県において渡り鳥の飛来が確認されております。

以上を踏まえ、渡り鳥の飛来が本格化する時期を迎えるにあたり、関係者が厳密に警戒し、本病の防疫対策を徹底するため、今シーズンについても本年10月から来年末5月末日までを、別紙のとおり「飼養衛生管理基準遵守強化期間」と設定しますので、下記事項に留意の上、重点項目について飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施し、その結果について報告いただくとともに、本病の侵入防止・まん延防止対策の徹底について、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 農場における発生予防対策
(1) 飼養衛生管理基準遵守強化期間の取組
農場へのウイルスの侵入防止対策については、適切な対策とその維持・継続が重要であることから、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検の実施をお願いいたします。
一斉点検については、重点項目（次の7項目）の遵守状況を点検するよう指導し、その結果についてとりまとめ、別添1により御報告ください。なお、電子デ

令和8年10月～令和9年5月までの期間
【飼養衛生管理基準遵守強化期間】

下記重点7項目を毎月点検・報告

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置と使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒
- ⑤ 家きん舎ごとの専用靴の設置と使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止ネット設置、点検、修繕
- ⑦ ネズミや害虫の駆除



毎月8日までに
系列外農場：各家畜保健衛生所へ提出
系列農場：家畜防疫対策課へ提出

大規模農場・既発農場における発生状況

農林水産省
「家畜衛生をめぐる情勢について」より

- 24事例中12事例が20万羽以上の大規模農場で発生し、殺処分羽数の87.1%（約502万羽）を占めた。
- 24事例中8事例が再発事例のうち2事例は3度目の発生。

発生事例数（合計24事例）



殺処分羽数（合計576万羽）

※関連農場の殺処分羽数を含む



高病原性鳥インフルエンザ既発農場の発生事例

R7年シーズン

○発生した24農場のうち、8農場が再発事例

No.	事例	発生場所	家きんの種類	飼養羽数	直近の発生日	前回の発生日	発生日との差	備考
1	4	新潟 胎内市	採卵鶏	約28.0万羽	R7. 11. 9	R6. 11. 6	3	3度目の発生(初発: R5. 3. 12)
2	22	北海道 千歳市	採卵鶏	約46.0万羽	R8. 3. 25	R5. 3. 28	3	
3	10	茨城 城里町	採卵鶏	約97.0万羽	R7. 12. 25	R5. 1. 9	15	3度目の発生(初発: R3. 2. 2)
4	5	宮崎 日向市	肉用鶏	約4.8万羽	R7. 11. 22	R4. 12. 21	29	
5	14	兵庫県 姫路市	採卵鶏	約15.5万羽	R8. 1. 8	R3. 11. 17	52	
6	23	宮城 角田市	肉用あひる	約0.9万羽	R8. 3. 26	R5. 1. 28	57	
7	3	新潟 胎内市	採卵鶏	約63.0万羽	R7. 11. 2	R5. 3. 6	124	
8	1	北海道 白老町	採卵鶏	約45.9万羽	R7. 10. 22	R4. 4. 16	189	

R6年シーズン

○発生した51事例のうち、9農場が再発事例

No.	事例	発生場所	家きんの種類	飼養羽数	直近の発生日	前回の発生日	発生日との差	備考
1	10	鹿児島 出水市	採卵鶏	約11.3万羽	R6. 11. 20	R4. 11. 18	2	
2	1	北海道 厚真町	肉用鶏	約2.0万羽	R6. 10. 17	R4. 10. 28	11	
3	14	愛媛 西条市	採卵鶏	約11.0万羽	R6. 12. 19	R3. 12. 31	12	
4	46	千葉 匝瑳市	採卵鶏	約22.0万羽	R7. 1. 28	R3. 2. 11	14	3度目の発生(初発: R5. 1. 29)
5	32	千葉 旭市	採卵鶏	約47.8万羽	R7. 1. 18	R3. 2. 6	19	
6	13	愛媛 西条市	採卵鶏	約23.1万羽(※1)	R6. 12. 10	R4. 1. 4	25	
7	16	茨城 八千代町	採卵鶏	約107.9万羽	R6. 12. 29	R5. 2. 3	36	
8	11	埼玉 行田市	あひる	2,528羽	R6. 11. 25	R5. 1. 26	62	
9	5	新潟 胎内市	採卵鶏	約33.7万羽	R6. 11. 6	R5. 3. 12	126	

(※1)については、疫学関連農場を含む。

令和8年1月1日から、

- HPAIが過去に複数事例発生している地域
- 家きん農場密集地域

を「大臣指定地域」として指定する制度が始まりました。

該当地域所在の農場は以下の対策に取り組む義務があります。

全 44 地域

(令和8年1月1日時点)

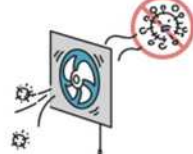
1 消毒薬の備蓄



都道府県知事が出す消毒の命令に対応できるよう、消毒薬を購入し、日頃から使用可能な状態にしておく。

HPAIなどの家畜の伝染性疾患が発生した際、都道府県知事から消毒の命令が出されます。

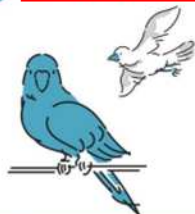
2 塵埃対策



緊急時に備え、

- ・入気口用のフィルター、不織布
- ・消毒薬や水の散布に必要な機材を準備。

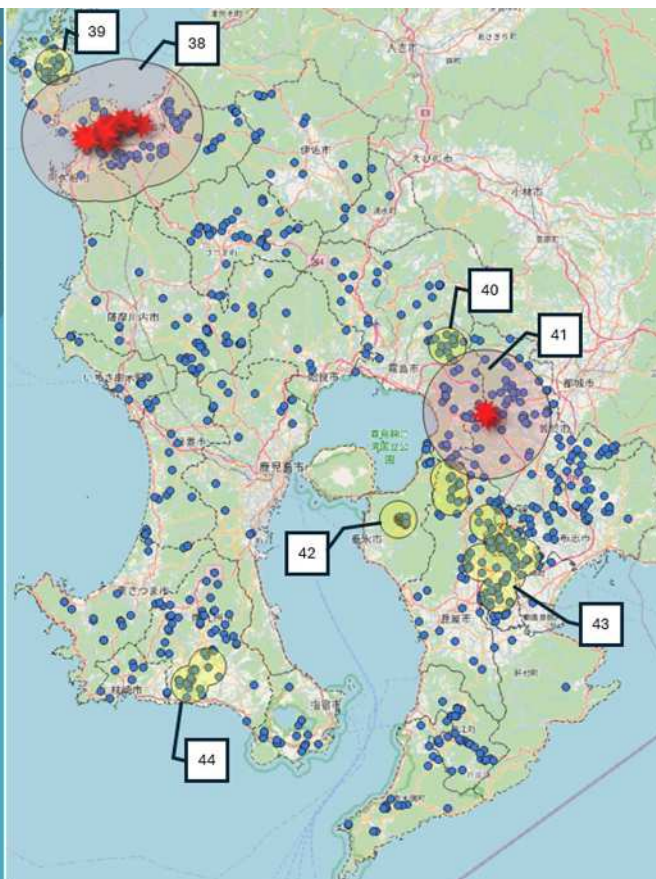
3 野鳥誘引防止対策



- ・普段から農場周辺の水鳥、カラス等の生息状況を観察し、把握。
- ・自らの農場内に野鳥が侵入しないよう対策する。
(例：鳥よけの装置や周辺の水場にテグスを設置する)
- ・農家、生産者団体、自治体等で、野鳥誘引防止対策
(木立の枝払い、冬期におけるため池の水抜き等)
について話し合う。

これらの対策については、消費・安全対策交付金等による支援を受けられることがあります。

詳しくは都道府県畜産部局まで御相談ください。



38・39：出水市、阿久根市、長島町

40・41：霧島市、曾於市、鹿屋市

42：垂水市

43：志布志市、大崎町、鹿屋市、東串良町

44：南九州市